

町税務課からのお知らせ

【住民税申告についてのお問い合わせ先】

町税務課 ☎ 32-6702

平成21年度の各集落での住民税(町県民税)の申告受付は、2月24日(火)から始まります。

※ご都合の悪い方は、町税務課で申告できます。該当する方は、期間中に必ず申告を行ってください。

住民税の申告の期間

2月16日(月)～
3月16日(月)

住民税の申告を
しなければならぬ人

住民税の申告に
必要なもの

本年1月1日現在、美浜町に

居住し、次に該当する方。

●平成20年中に所得のあった方
(所得が給与や公的年金だけで、その支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。)
●所得がなくても町役場から申告の案内の送付があった方
(国民健康保険加入者等)

●印鑑

●平成20年中の収入や必要経費を明らかにする書類

●社会保険料

(国民年金保険料)控除証明書

●生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期保険料の支払証明書

●医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書及び領収書

▽農業収支内訳書の変更点

(所得税・住民税関係)

平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については、償却方法が改正されていますので、ご注意ください。

また、期間が満了した減価償却資産についても、償却可能限度額(取得価格の95%)に達している場合には、20年分申告以後5年間で残り1円まで均等償却できます。

▽寄附金控除の変更点(住民税関係)

・所得控除方式から税額控除方式へ改められました。
・寄附金控除の適用下限額が、10万円から5千円に引き下げられました。
・寄附金額の上限を総所得金額等の25%から30%に引き上げられました。
・都道府県や市町村に対する寄附金(ふるさと納税)には、寄附金額から5千円を差し引いた残りの金額について、住民税所得割額の概ね1割を限度として当該金額相当額を控除する特例が加わりました。

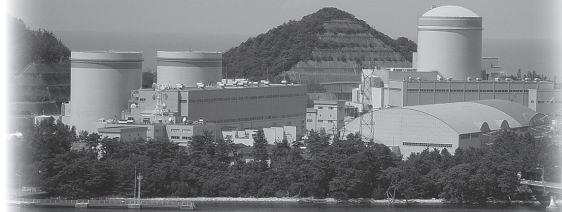
住民税申告受付会場・日程

申告受付日	集落名	会 場	受付時間
2月	24日(火)	栄 栄会館	9:00～11:00
		矢 笠 集会所	13:30～14:30
		佐 野 生活改善センター	15:30～16:30
	25日(水)	大 藪 生活改善センター	9:00～11:00
		笹 田 生活改善センター	13:30～14:30
		上 野 生活改善センター	15:30～16:30
	26日(木)	南 市 文化会館	9:00～11:00
		新 庄 山村開発センター	13:30～16:00
	27日(金)	小 倉 小倉会館	9:00～11:00
		気 山 コミュニティセンター	13:30～14:30
		和 田 ふる里交流センター	15:30～16:30
3月	2日(月)	北 田 集落センター	9:00～11:00
		小三ヶ 寄戸集会所	13:30～14:30
		坂 尻 多目的センター	15:30～16:30
	3日(火)	河原市 研修センター	9:00～11:00
		丹 生 公民館	13:30～16:00
	4日(水)	太 田 生活改善センター	9:00～11:00
		佐 田 佐田公民館	13:30～16:00
	5日(木)	松 原 担い手センター	9:00～11:00
		菅 浜 農業構造改善センター	13:30～16:00
	6日(金)	山 上 農村婦人の家	9:00～11:00
		久々子 生活改善センター	13:30～16:00
		金 山 生活改善センター	9:00～11:00
	9日(月)	木 野 担い手センター	13:30～14:30
		麻 生 王の舞会館	15:30～16:30
	10日(火)	竹 波 公民館	9:00～11:00
		久 保 久保会館	13:30～14:30
		野 口 農事集会所	15:30～16:30
	11日(水)	早 瀬 生活改善センター	9:00～11:00
		日 向 漁村センター	13:30～16:00
	12日(木)	佐 柿 国吉会館	9:00～11:00
		中 寺 生活改善センター	13:30～14:30
		宮 代 生活改善センター	15:30～16:30
	13日(金)	郷 市 郷市児童館	9:00～11:00
		興道寺 農業研修センター	13:30～16:00

※この会場では確定申告の受付はできません。

確定申告をされる方は、税務署や確定申告会場をご利用ください。

美浜発電所の状況



今回の報告では、12月16日から1月16日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機

定格熱出力一定運転中

(平成20年7月18日)

美浜2号機

定格熱出力一定運転中

(平成20年8月22日)

美浜3号機

定格熱出力一定運転中

(平成20年12月10日)

「新検査制度」

美浜2号機が全国初適用

原子力発電所のより一層の安全性の向上を図ること目指した新検査制度が1月よりスタート

しました。(広報1月号参照)

美浜2号機の次回(第25回)の定期検査は、4月上旬から計画されており、全国で初めて新検査制度が適用される定期検査となります。

このため関西電力(株)では、保安規程(※1)を新たに制定(1月1日適用)するとともに、次回(第25回)から次々回(第26回)の定期検査が始まるまでの期間(この期間を「保全サイクル」といいます。)(における、各設備・機器の点検の方法や頻度などの点検計画、補修・取替えなどの改造計画等を定めた「保全計画書」を取りまとめ、1月9日に国に届出るとともに、町と県に対しても連絡がありました。

この「保全計画書」については、定期検査が開始されるまでに(独)原子力安全基盤機構(※2)において、妥当性の確認が行われるとともに、今後、保全サイクルを通して事業者の保全活動が継続的に改善されて行くかも併せて、国が厳しく確認していくことになっています。

また、町としては県とともに、国や関西電力(株)から「保全計画書」の内容や妥当性確認結果などについて、厳正に確認していくこととしています。

なお、新検査制度では、技術的な評価においてその妥当性が認められれば運転期間が最大で「24か月」まで可能となりますが、国では制度開始当初においては全てのプラントでこれまでと同様に「13か月」としており、新検査制度がスタートしたとはいえ、運転期間がすぐに延長されるものではありません。

(※1)保安の確保に万全を期すために発電所の工事や維持、運用の保安に関して基本的なことを定めたもの。

(※2)独立行政法人原子力安全基盤機構 原子力安全・保安院と連携し、規制に係る技術的・専門的な業務を行う機関

「もんじゅ」運転再開時期の見直しについて

高速増殖原型炉もんじゅは、運転再開に向けてナトリウム漏えい対策等の改造工事を終え、設備全体の健全性を確認するためのプラント確認試験が実施されてきましたが、昨年9月に管理区域内の排気を通す屋外排気ダクトに腐食孔が見つかったことから、確認試験の一部を中断し、その状況・原因調査と、再発防止対策の検討がなされてきました。

1月9日に、日本原子力研究

開発機構敦賀本部の石橋本部長代理が町を訪れ、山口町長に原因調査や再発防止策などについて説明するとともに、「排気ダクトは安全上重要な設備であり、本年5月末を目途に補修を行うことから、本年2月に予定していた性能試験の開始(運転再開)時期を見直すこと、また、運転の再開時期については、関係省庁とも十分に協議した上で決めていきたい」と報告がありました。



△運転再開時期の見直しについて説明を受ける山口町長

山口町長は、「運転再開の工程変更が度重なることは、町民の信頼を損ねることにもなりかねず非常に残念だが、今後とも工程にとらわれず安全最優先で取組んでいくこと、また、町民への理解活動をより一層進めていただきたい」と強く要請しました。



身近な「協働」からはじまる「住みよいまちづくり」

シリーズ3回目の今回は、町内ですでに始まっている協働を取り上げます。
美浜町での協働の現状は一体どうなっているのでしょうか。

美浜町協働のまちづくり推進基本方針

- ① 住民と役場は、情報の共有を推進し、信頼されるよきパートナーになります。
- ② 住民と役場は、まちづくりについて価値観を共有し、意識改革と自己啓発に努め「協学」します。
- ③ 住民と役場は、役割分担を明らかにし、まちづくりにおける課題や問題の解決に向けて使命感を持ち、協働します。

現在の美浜町の協働はどうなっているの？

協働とは、住民と役場がまちづくりの役割を分担する「新しい公共」の考え方に基づいて、よりよい地域社会を実現するために、人や組織がお互いの知恵と力を出し合い、特性を活かしながら「よりよい公共サービスの提供」という共通の目的に、共に考え、共に学びあいながら、協力して取り組んでいくことです。

このような美浜町での協働はゼロからのスタートではありません。協働は身近なところから始まっており、地域発の思いや豊かな協働はすでに芽吹いています。

既に始まっている「住みよいまち」をめざす美浜町の協働について、ここで全てをご紹介しますことはできませんが、いくつかの例を写真でご紹介します。

▽地域での粗大ゴミ回収（郷市区）



▽地域での子どもの見守り



▽地域での配食ボランティア



協働が進むことで期待されるのは、住民と役場の両者の意識と考え方が変わることです。

無意識のうちにはじめていた協働に気づくことができれば、その活動について意識が高まり、さらに動機付けされ、もっとやりがいを感じる事ができるに違いありません。

役場も、住民の皆さんがまちづくりに参加しやすいように、協働の環境づくりに努めていきます。

インタビュー



「美浜町協働のまちづくり検討委員会」の委員長・川本義海先生に「美浜町協働のまちづくり推進基本方針」について聞きました。

（浜さん）
「美浜町協働のまちづくり推進基本方針」をつくるにあたり、どんなところに重点をおいたの？

（委員長）
委員会に参加されている皆さんの率直な意見や考えを引き出すとともに、常にその背後にいらつしやる多くの町民の皆さんがどのように感じ行動されるかを想定しつつ、できる限り開かれた分かりやすいものにするよう努めました。



美浜町協働のまちづくり検討委員会
(福井大学大学院准教授)
川本 義海 委員長

（浜さん）
工夫したところは、どんなところ？

（委員長）
得てしてこのようなものは堅苦しく形式ばったものになりがちですが、委員の皆さんの一方ならぬ熱意とご努力により、かなりやさしくわかりやすい表現や言い回しになったのではと思っています。

（浜さん）
基本方針が今後のまちづくりにどのように活用されることを期待していますか？

（委員長）
基本方針は美浜町が「協働のまち」としてこれからめざす方向を指し示していることについて、まずはこの冊子をゆつくりお読みいただき、今一度あらためて皆さんが住む美浜町に想いをめぐらせていただければと思います。今後のまちづくりに向けた心の拠り所になることを期待します。

（浜さん）
最後に、これから美浜町で住民と役場が「協働」を進めていくために、大切なことは何ですか？

（委員長）
お互いの悪いところを指摘しあうような足の引っ張り合いではなく、お互い協力し合い、時には歩み寄って物事をなすという基本姿勢をこれまで以上に強くまた幅広く共有していくことが大切だと思います。そして将来は「住民と役場」ではなく、「私たち美浜」として協働している姿を思い描き、身近なことから少しずつ行動することを期待します。

（浜さん）
川本先生、ありがとうございます。
「美浜町協働のまちづくり推進基本方針」は、町のホームページに掲載しているよ。時間のある時に一度、ゆつくり読んでみてね！
皆さんからのご意見を待っています！

※お問い合わせ先

・町企画政策課（担当・上野）
TEL 32・6701
FAX 32・1115
・美浜町ホームページ
↓企画政策課
↓協働のまちづくり検討委員会

住民も役場も一緒に学んで協働しよう！

「ちょっと考えよう美浜のまちづくりフォーラム・第2弾～協学で協働！～」

住民と役場が「協働のまちづくり」について共に考え、取り組むためのフォーラムを開催します。ぜひご参加ください。

- ▷ 日 時 2月21日(土) 午後1時30分～4時
- ▷ 会 場 美浜町保健福祉センター はあとぴあ「はあとホール」
- ▷ 内 容
 - まちづくり講演会
 - ・ テーマ「21世紀の地方自治」と「住民との共存・協働」
 - ・ 講 師 昇 秀樹氏（名城大学 都市情報学部 教授）
 - まちづくり座談会
 - ・ テーマ「美浜町協働のまちづくり推進基本方針について」



昇 秀樹 氏